

災害の備えに

# 避難の知識

～9月1日は防災の日～

9月1日は「防災の日」です。

伊勢湾台風を契機として、昭和三十五年に制定されました。また、この日は関東大震災が発生した日でもあり、過去の大災害の教訓を忘れないようにという意味が込められています。

地震や台風などの災害は、甚大な被害をもたらすことがあります。しかし、日頃から対策を講じることで被害を最小限に抑えることができます。

今月号では、災害時に命を守るための避難行動についてお知らせします。

## 安全に避難するには

9月から11月は台風が上陸しやすい時期です。大雨時などは「屋外への避難」はかえって危険で、自宅内に留まる方が安全な場合もあります。自宅に残るべきか、避難すべきかを早めに判断することが重要です。

### ○避難行動の種類

- 避難所に移動することのみではなく、次の行動も避難行動例です。
- ①安全な場所への移動（自宅などから親戚や友人の家などへの移動）
- ②近隣の高い建物などへの移動
- ③建物内の安全な場所への待避

## 正確な情報を

的確な判断をするためには、正確な情報を得る必要があります。町では、台風など大雨時などの災害時にさまざまな手段で、災害に役立つ情報を皆さんに発信しています。

### ①防災行政無線

町内の十八箇所にスピーカーを設置し、避難勧告等の情報を放送します。

### ②ケーブルテレビ緊急放送

ケーブルテレビのとよやまチャンネル（十一チャンネル）で警報の発令状況や避難所の開設状況などをお知らせします。

### ③豊山町防災メール

避難所開設や地震に関する情報などを配信します。

## 避難勧告等の種類と求められる行動

災害が発生する恐れがある場合に、危険性の度合いに応じて「避難準備情報」「避難勧告」「避難指示」を発令します。

	発令時の条件	求められる行動
避難準備情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>お年寄りや子ども、病気の人など、特に避難行動に時間を要する方(要配慮者)が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>要配慮者等は、計画された避難所への避難行動を開始してください。</li> <li>上記以外の方は、家族との連絡、非常用持出品の用意等の避難準備を開始するよう努めてください。</li> </ul>
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> <li>通常の方の避難行動ができる方が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性明らかに高まった状況。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>通常の方の避難行動ができる方は、計画された避難所などへ避難を開始してください。</li> <li>避難行動が困難と判断した場合は屋内で安全確保の行動をとってください。</li> </ul>
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> <li>前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性がさらに高いと判断された状況。</li> <li>人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況。</li> <li>人的被害の発生した状況。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了させてください。</li> <li>まだ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移ってください。その時間的余裕がない場合は、生命を守る最低限の行動をとってください。</li> </ul>

を配信します。

（登録料は無料。ただし、メールの通信料は利用者負担。）

登録はQRコードを読み取り、空メールを送信してください。

町から直接発信

されるこれらの情報を取得するだけでなく、一般のテレビ、ラジオや次の「緊急速報エリアメール」などを活用して情報を取得してください。

### ○緊急速報エリアメール

携帯電話の事業者（NTTドコモ、au、ソフトバンク）が、緊急地震速報や災害・避難情報などを一斉に電子メールで配信します。詳細は各携帯電話会社におたずねください。

